

平成24年2月10日
消費者庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うちカセットこんろ1件、石油給湯機付ふろがま1件、
石油ストーブ(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち歩行器(乳児用)1件、折りたたみ椅子1件、電子レンジ1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち電子レンジ2件、蛍光ランプ1件、電気洗濯乾燥機1件、
電気ポンプ(井戸用)1件、ライター(使い切り型)1件、圧力鍋1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A201000682及びA201100953を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 小泉成器株式会社が入力した電子レンジについて（管理番号A201100953）

① 事故事象について

小泉成器株式会社が入力した電子レンジを使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損しました。

当該事故の原因は、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることでドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパーク（電気火花）が発生し、トラッキング現象（絶縁破壊による短絡）が起こり、出火に至ったと考えられます。

② 再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象機種（下記③）について、事故の再発防止を図るため、平成19年9月12日に新聞社告を掲載し、使用の中止を呼び掛けるとともに、無償改修を実施しています。

また、同社では、平成20年3月以降複数回にわたり、テレビCM放送で注意喚起を行い、対象製品について無償改修を呼び掛けています。

③ 対象製品等：機種・型式名、製造期間、改修対象台数

機種・型式名	製造期間	改修対象台数
KRD-0105	1997年1月-6月期 ～ 1999年7月-12月期	18,978
	1997年1月-6月期 ～ 2000年7月-12月期	
KRD-0106	1997年1月-6月期 ～ 2000年7月-12月期	61,094
	合計	80,072

改修率

6.1%（平成24年1月31日現在）

● 対象製品の確認方法

（KRD-0105の場合）



（KRD-0106の場合）



④消費者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償改修を受けていない方は、直ちに使用を中止していただき、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(小泉成器株式会社の問合せ先)

電 話 番 号 : 0 1 2 0 - 5 5 1 - 4 9 4 (I P 電 話 不 可)

受 付 時 間 : 9 時 ~ 1 7 時 (土 ・ 日 ・ 祝 日 及 び 年 末 年 始 ・ 夏 期 休 業 日
を 除 く 。)

ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.koizumiseiki.co.jp/important/>

⑤独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) の対応

小泉成器株式会社以外の事業者が製造・輸入・販売した電子レンジのリコール未対策品についても火災事故が再発しているため、独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) においては、平成23年1月11日より「火災事故が発生した電子レンジの社告・リコール」として事故防止のための注意喚起チラシをホームページに掲載し、未対策の該当機種をお持ちの消費者に対して、速やかに事業者に連絡をいただくよう呼び掛けを行っています。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) による注意喚起)

ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.nite.go.jp/jiko/chirashi/chirashi.html>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担 当 : 中嶋、榎本、川船^{かわふね}
電 話 : 03-3507-9204 (直通)
F A X : 03-3507-9290

(小泉成器株式会社が輸入した電子レンジについての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 宮下、古田、長沼 電 話 : 03-3501-1707 (直通)
F A X : 03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100946	平成24年2月1日	平成24年2月6日	カセットこんろ	KC-313	株式会社ニチネン (輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品にカセットボンベを装着して使用中、炎が消えたため、再度点火したところ、当該製品から出火する火災が発生し、1名が火傷を負った。現在、原因を調査中。	神奈川県	2月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100949	平成24年1月11日	平成24年2月7日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3200TX3	株式会社コロナ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	製造から15年以上経過した製品 事業者が事故を認識したのは、1月30日 1月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100950	平成24年1月28日	平成24年2月7日	石油ストーブ(開放式)	HRS-D29	株式会社トヨミ	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損した。現在、原因を調査中。	大阪府	2月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000682	平成22年11月4日	平成22年11月18日	歩行者(乳児用)	#1550	アイリスショーワ株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を畳んだ状態で、幼児(1歳7ヶ月男児)が遊んでいたところ、当該製品の隙間に指を挟み、負傷した。 調査の結果、折り畳んだ状態でテーブル部とリング部(棒状の脚部で、折り畳んだ際には一番外側に位置する部品)の間にはできる隙間は、前側部分では最小で2mm、最大で22mmであり、指を挟んだ付近の隙間は2.2mmであった。また、折り畳んだ状態でテーブル部を持ち上げると容易に指が入るほどの隙間が生じるが、テーブル部を下ろすと元に戻った。幼児が当該製品で遊んでいた際、何らかの原因により、リング部とテーブル部の隙間に指を挟み込んだため、負傷したものと考えられる。 なお、事業者は平成24年1月より製品の使用方法に関し、使用しない時は幼児の手の届かない所に保管する等を内容とする注意喚起を実施しており、また、後継品については、指を挟み込まないよう設計変更を実施している。	埼玉県	平成22年11月24日に、ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100947	平成22年1月16日	平成24年2月6日	折りたたみ椅子	001-622- 19/648-331-08	イケア・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	重傷1名	当該製品の座面に両手をあて座っていたところ、座面が破損し、左手を負傷した。現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が事故を認識したのは、平成22年2月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201100953	平成24年1月30日	平成24年2月8日	電子レンジ	KRD-0106	小泉成器株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品を焼損した。 事故原因は、当該製品を使用する際に、扉を開閉し、電源の入切が繰り返されることでドアの開閉を検知するスイッチが接触不良となり、スパーク(電気火花)が発生し、トラッキング現象(絶縁破壊による短絡)が起こり、出火に至ったと考えられる。	大阪府	平成19年9月12日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 6.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100943	平成24年1月23日	平成24年2月6日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品庫内に可燃物(食品カス等)が付着していた状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から30年以上経過した製品 2月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100944	平成24年1月24日	平成24年2月6日	蛍光灯ランプ	火災	電気工事業者が当該製品を含む電気設備を修理中に当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。電気工事業者による施工状況を含め、現在、原因を調査中。	三重県	2月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100945	平成24年1月26日	平成24年2月6日	電子レンジ	火災 死亡1名	建物が半焼、1名が死亡する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201100948	平成24年1月26日	平成24年2月6日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201100951	平成24年1月27日	平成24年2月7日	電気ポンプ(井戸用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故以前から当該製品が途中で停止する状態で繰り返し使用していた状況及び当該製品の周囲にわらやほこりが付着していた状況も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A201100952	平成23年12月24日	平成24年2月7日	ライター(使い切り型)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が事故を認識したのは、2月7日 2月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201100954	平成24年1月5日	平成24年2月8日	圧力鍋	重傷1名	当該製品で調理中、内容物(汁物)が吹出し、1名が火傷を負った。当該製品の蓋の取付け状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が事故を認識したのは、2月6日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し

歩行器（乳児用）（管理番号：A201000682）



折りたたみ椅子（管理番号：A201100947）



電子レンジ（管理番号：A201100953）

